

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年6月14日(2007.6.14)

【公表番号】特表2006-526823(P2006-526823A)

【公表日】平成18年11月24日(2006.11.24)

【年通号数】公開・登録公報2006-046

【出願番号】特願2006-508148(P2006-508148)

【国際特許分類】

G 06 F 21/00 (2006.01)

G 06 Q 30/00 (2006.01)

G 06 Q 50/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 15/00 3 3 0 Z

G 06 F 17/60 3 0 2 E

G 06 F 17/60 1 4 2

【手続補正書】

【提出日】平成19年4月16日(2007.4.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

電子通信デバイス(10)に関して、サポートされているデジタル著作権管理特性についての情報を提供する方法であって、

前記電子通信デバイスに関連する少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームのそれぞれによってサポートされるデジタル著作権管理特性のリスト群(36、38)へのリファレンス、あるいはそのリスト群の少なくともどちらかを提供するステップ(44)と、

コンテンツ(35)と、前記リスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群とに対するリクエストを、前記電子通信デバイスからコンテンツプロバイダへ送信するステップ(46)と、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームで共通の特性だけを含む前記リクエストされたコンテンツ(42)に対し、そのスキームの内の1つに従う著作権オブジェクト(40)を受信するステップ(54)とを備え、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームの内、第1のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスに関連付けられており、第2のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスのリムーバルメディアコンテンツ記憶(28)に関連付けられていて、

前記リスト群の内の1つのリストは、前記電子通信デバイス(44)とリモートで関連付けることができる

ことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記リスト群の各リストは、前記第1のデジタル著作権管理スキームに従う著作権オブジェクトの自動生成を可能にするフォーマットで提供される

ことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記リスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群を提供するステップは、各デジタル著作権管理スキームによってサポートされる、すべてのデジタル著作権管理特性のリスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群を提供することを含む
ことを特徴とする請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

前記リスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群を提供するステップは、少なくとも2つのデジタル著作権管理スキームで共通する、すべてのデジタル著作権管理特性だけのリスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群を提供することを含む
ことを特徴とする請求項1または2に記載の方法。

【請求項5】

前記少なくとも2つのデジタル著作権管理スキームで共通の特性だけを含む前記リクエストされたコンテンツ(42)に対し、そのスキームの内の1つに従う著作権オブジェクト(40)を、前記コンテンツプロバイダによって生成するステップを更に備える
ことを特徴とする請求項1乃至4のいずれか1項に記載の方法。

【請求項6】

前記コンテンツプロバイダによって、前記リファレンスによって示される位置から前記リスト群を検索するステップを更に備える
ことを特徴とする請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記著作権オブジェクトを、前記スキームの内の別のスキームに従うオブジェクトに変換するステップ(56)とを更に備える
ことを特徴とする請求項5または6に記載の方法。

【請求項8】

電子通信デバイス(10)へ提供するための著作権オブジェクト(40)を生成する方法であって、

コンテンツ(35)と、前記電子通信デバイスに関連する少なくとも2つのデジタル著作権管理スキームのそれぞれによってサポートされるデジタル著作権管理特性のリスト群(36、38)へのリファレンス、あるいはそのリスト群とに対するリクエストを、該電子通信デバイスから受信するステップ(48)と、

前記少なくとも2つのデジタル著作権管理スキームのすべてに共通する特性だけを含むスキームの内の1つに従う前記リクエストされたコンテンツ(42)に対する著作権オブジェクト(40)を生成するステップ(50)と、

前記著作権オブジェクトを、前記電子通信デバイスへ送信するステップ(52)とを備え、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームの内、第1のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスに関連付けられており、第2のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスのリムーバルメディアコンテンツ記憶(28)に関連付けられていて、

前記リスト群の内の1つのリストは、前記電子通信デバイスとリモートで関連付けることができる

ことを特徴とする方法。

【請求項9】

コンテンツプロバイダと通信するための電子通信デバイス(10)であって、
当該電子通信デバイスに関連する少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームのそれぞれによってサポートされるデジタル著作権管理特性のリスト群(36、38)へのリファレンス、あるいはそのリスト群の少なくともどちらかを、提供するように構成されているデジタル著作権管理制御ユニット(22)と、

前記デジタル著作権管理制御ユニットの制御の下、コンテンツ(35)と前記スキームのそれぞれのリスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群とに対するリクエストを、コンテンツプロバイダ(16)へ送信し、前記スキームで共通の特性だけを含む前記リク

エストされたコンテンツ(42)に対し、そのスキーム内の1つに従う著作権オブジェクト(40)を受信するするために動作するように構成されている送信ユニット(18)とを備え、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームの内、第1のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスに関連付けられており、第2のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスのリムーバルメディアコンテンツ記憶(28)に関連付けられていて、

前記リスト群の内の1つのリストは、当該電子通信デバイスとリモートで関連付けることができる

ことを特徴とする電子通信デバイス。

【請求項10】

前記リスト群の各リストは、前記第1のデジタル著作権管理スキームに従う著作権オブジェクトの自動生成を可能にするフォーマットで提供される

ことを特徴とする請求項9に記載の電子通信デバイス。

【請求項11】

前記リスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群を提供する場合に、前記デジタル著作権管理制御ユニット(22)は、各デジタル著作権管理スキームによってサポートされる、すべてのデジタル著作権管理特性のリスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群を提供するように構成される

ことを特徴とする請求項9または10に記載の電子通信デバイス。

【請求項12】

前記リスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群を提供する場合に、前記デジタル著作権管理制御ユニットは、少なくとも2つのデジタル著作権管理スキームで共通する、すべてのデジタル著作権管理特性だけのリストへのリファレンスあるいはそのリストを提供するように構成される

ことを特徴とする請求項9または10に記載の電子通信デバイス。

【請求項13】

前記第1のデジタル著作権管理スキームに関連付けられている第1固定メディアコンテンツ記憶(24)を更に備える

ことを特徴とする請求項9乃至12のいずれか1項に記載の電子通信デバイス。

【請求項14】

前記リムーバルメディアコンテンツ記憶(28)を更に備える

ことを特徴とする請求項13に記載の電子通信デバイス。

【請求項15】

当該電子通信デバイスは、ポータブル通信デバイスである

ことを特徴とする請求項9乃至14のいずれか1項に記載の電子通信デバイス。

【請求項16】

当該電子通信デバイスは、移動電話である

ことを特徴とする請求項15に記載の電子通信デバイス。

【請求項17】

デジタル著作権を管理するためのシステムであって、

コンテンツプロバイダと通信する電子通信デバイス(10)と、

メディアコンテンツを電子通信デバイスへ提供するコンテンツ提供デバイス(16)とを備え、

前記電子通信デバイス(10)は、

当該電子通信デバイスに関連する少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームのそれぞれによってサポートされるデジタル著作権管理特性のリスト群(36、38)へのリファレンス、あるいはそのリスト群の少なくともどちらかを提供するように構成されているデジタル著作権管理制御ユニット(22)と、

前記デジタル著作権管理制御ユニットの制御の下、コンテンツ(35)と前記スキーム

のそれぞれのリスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群とに対するリクエストを、コンテンツプロバイダ(16)へ送信し、前記スキームで共通の特性だけを含む前記リクエストされたコンテンツ(42)に対し、そのスキームの内の1つに従う著作権オブジェクト(40)を受信するするため動作するように構成されている送信ユニット(18)とを備え、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームの内、第1のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスに関連付けられており、第2のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスのリムーバルメディアコンテンツ記憶(28)に関連付けられていて、

前記リスト群の内の1つのリストは、当該電子通信デバイスとリモートで関連付けることができ、

前記コンテンツ提供デバイス(16)は、

前記コンテンツ(42)と、前記リスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群に対する前記リクエストを受信し、

前記スキームのすべてに共通する特性だけを含む該スキームの内の1つに従う、前記コンテンツ(42)に対する著作権オブジェクト(40)を生成し、

前記著作権オブジェクトを前記電子通信デバイスへ送信するように構成されていることを特徴とするシステム。

【請求項18】

電子通信デバイスに対する著作権オブジェクトを生成するためのコンテンツ提供デバイス(16)であって、

当該コンテンツ提供デバイスは、

コンテンツ(35)と、前記電子通信デバイスに関連する少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームのそれぞれによってサポートされるデジタル著作権管理特性のリスト群(36、38)へのリファレンス、あるいはそのリスト群に対するリクエストを、該電子通信デバイス(10)から受信し、

前記スキームのすべてに共通する特性だけを含むスキームの内の1つに従う前記リクエストされたコンテンツ(42)に対する著作権オブジェクト(40)を生成し、

前記著作権オブジェクトを前記電子通信デバイスへ送信するように構成され、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームの内、第1のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスに関連付けられており、第2のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスのリムーバルメディアコンテンツ記憶(28)に関連付けられていて、

前記リスト群の内の1つのリストは、前記電子通信デバイスとリモートで関連付けることができる

ことを特徴とするコンテンツ提供デバイス。

【請求項19】

コンピュータ可読媒体を備える電子通信デバイス(10)に関して、サポートされているデジタル著作権管理特性についての情報を提供するためのコンピュータプログラム(60)であって、

前記コンピュータ可読媒体は、コンピュータプログラムコード手段を有し、

前記コンピュータプログラムコード手段は、前記プログラムが前記電子通信デバイス内にロードされる場合に、該電子通信デバイスに、

前記電子通信デバイスに関連する少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームのそれぞれによってサポートされるデジタル著作権管理特性のリスト群(36、38)へのリファレンス、あるいはそのリスト群の少なくともどちらかを提供すること、

コンテンツ(35)と、各スキームのリスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群に対するリクエストのコンテンツプロバイダ(16)への送信を指示すること、

前記スキームのすべてに共通する特性だけを含む前記リクエストされたコンテンツ(42)に対し、そのスキームの内の1つに従う著作権オブジェクト(40)を受信するこ

とを実行させるものであり、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームの内、第1のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスに関連付けられており、第2のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスのリムーバルメディアコンテンツ記憶(28)に関連付けられていて、

前記リスト群の内の1つのリストは、前記電子通信デバイスとリモートで関連付けることができる

ことを特徴とするコンピュータプログラム。

【請求項20】

電子通信デバイス(10)に関して、サポートされているデジタル著作権管理特性についての情報を提供するためのコンピュータプログラムであって、

当該プログラムが前記電子通信デバイス内にロードされる場合に、該電子通信デバイスに、

前記電子通信デバイスに関連する少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームのそれぞれによってサポートされるデジタル著作権管理特性のリスト群(36、38)へのリファレンス、あるいはそのリスト群の少なくともどちらかを提供すること

コンテンツ(35)と、各スキームのリスト群へのリファレンスあるいはそのリスト群に対するリクエストのコンテンツプロバイダ(16)への送信を指示すること、

前記スキームのすべてに共通する特性だけを含む前記リクエストされたコンテンツ(42)に対し、該スキームの内の1つに従う著作権オブジェクト(40)を受信することを実行させるコンピュータプログラムコード手段を有し、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームの内、第1のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスに関連付けられており、第2のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスのリムーバルメディアコンテンツ記憶(28)に関連付けられていて、

前記リスト群の内の1つのリストは、前記電子通信デバイスとリモートで関連付けることができる

ことを特徴とするコンピュータプログラム。

【請求項21】

コンピュータ可読媒体を備える電子通信デバイス(10)に提供するための、著作権オブジェクトを生成するためのコンピュータプログラム(60)であって、

前記コンピュータ可読媒体は、コンピュータプログラムコード手段を有し、

前記コンピュータプログラムコード手段は、前記プログラムがコンピュータ内にロードされる場合に、該コンピュータに、

コンテンツ(35)と、前記電子通信デバイスに関連する少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームのそれぞれによってサポートされるデジタル著作権管理特性のリスト群(36、38)へのリファレンス、あるいはそのリスト群に対するリクエストを、該電子通信デバイスから受信する場合に、

前記スキームのすべてに共通する特性だけを含む該スキームの内の1つに従う前記リクエストされたコンテンツ(42)に対する、著作権オブジェクト(40)を生成し、

前記著作権オブジェクトを前記電子通信デバイスに送信することを実行せるものであり、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームの内、第1のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスに関連付けられており、第2のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスのリムーバルメディアコンテンツ記憶(28)に関連付けられていて、

前記リスト群の内の1つのリストは、前記電子通信デバイスとリモートで関連付けることができる

ことを特徴とするコンピュータプログラム。

【請求項22】

電子通信デバイス(10)に提供するための、著作権オブジェクトを生成するためのコンピュータプログラムであって、

当該プログラムがコンピュータにロードされる場合に、該コンピュータに、

コンテンツと、前記電子通信デバイスに関連する少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームのそれぞれによってサポートされるデジタル著作権管理特性のリスト群(36、38)へのリファレンス、あるいはそのリスト群に対するリクエストを、該電子通信デバイスから受信する場合に、

前記スキームのすべてに共通する特性だけを含む該スキーム内の1つに従う前記リクエストされたコンテンツ(42)に対する、著作権オブジェクト(40)を生成し、

前記著作権オブジェクトを前記電子通信デバイスに送信することを実行せるものであり、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームの内、第1のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスに関連付けられており、第2のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスのリムーバルメディアコンテンツ記憶(28)に関連付けられていて、

前記リスト群の内の1つのリストは、前記電子通信デバイスとリモートで関連付けることができる

ことを特徴とするコンピュータプログラム。

【請求項23】

電子通信デバイス(10)に関して、サポートされているデジタル著作権管理特性についての情報を提供するための、かつ前記電子通信デバイスからコンテンツ提供デバイス(16)へ送信されるコンピュータデータ信号(35)であって、

コンテンツと、前記電子通信デバイスに関連する少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームのそれぞれによってサポートされるデジタル著作権管理特性のリスト群(36、38)へのリファレンス、あるいはそのリスト群に対するリクエストを備え、

前記リクエストは、前記スキームに共通する特性だけを含む前記リクエストされたコンテンツ(42)に対し、そのスキーム内の1つに従う著作権オブジェクト(40)を前記電子通信デバイスが受信するためのものであり、

前記少なくとも2つの異なるデジタル著作権管理スキームの内、第1のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスに関連付けられており、第2のデジタル著作権管理スキームは前記電子通信デバイスのリムーバルメディアコンテンツ記憶(28)に関連付けられていて、

前記リスト群の内の1つのリストは、前記電子通信デバイスとリモートで関連付けることができる

ことを特徴とするコンピュータデータ信号。